

海幕衛第200号
令和5年6月1日

(宛先別添のとおり。) 殿

海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長
(公 印 省 略)

海上自衛隊メディカルコントロール協議会通知第1号について (通知)

標記について、別冊のとおり実施されたく通知する。

なお、海上自衛隊メディカルコントロール協議会通知第1号 (通知) (海幕衛第131号。令和4年3月17日) は廃止する。

- 関連文書：1 海幕衛第117号 (令和4年3月17日)
2 海幕衛第130号 (令和4年3月17日)

添付書類：別 冊

文 書 管 理 情 報				
文 書 管 理 者 : 海上幕僚監部衛生企画室長		開 示	部分開示	不開示
一元的な管理に 責任を有する者 :		作成時	○	
分 類 : 医務一救急医療		区分 :	1 2 3 4 5 6	
作 成 年 月 日 : 2023. 5. 29		理 由 :		
取 得 年 月 日 :				
保 存 期 間 : 10年				
保存期間満了日 : 2034. 3. 31				
本 紙 を 含 め :	2枚・1冊			
配 布 先 :	箇 冊			

(宛先)

自衛艦隊司令部幕僚長

護衛艦隊司令部幕僚長

航空集団司令部幕僚長

潜水艦隊司令部幕僚長

掃海隊群司令部幕僚長

教育航空集団司令部幕僚長

練習艦隊司令部首席幕僚

潜水医学実験隊司令

東京業務隊司令

第1術科学校総務部長

補給本部管理部長

自衛隊横須賀、呉病院長

各護衛隊群司令

各航空群司令

各潜水隊群司令

海洋業務・対潜支援群司令部首席幕僚

開発隊群司令部首席幕僚

各教育航空群司令部首席幕僚

各護衛隊司令

各潜水隊司令

各掃海隊司令

特別警備隊長

各基地隊司令

各衛生隊司令

各航空基地隊司令

海上自衛隊メディカルコントロール協議会通知第1号

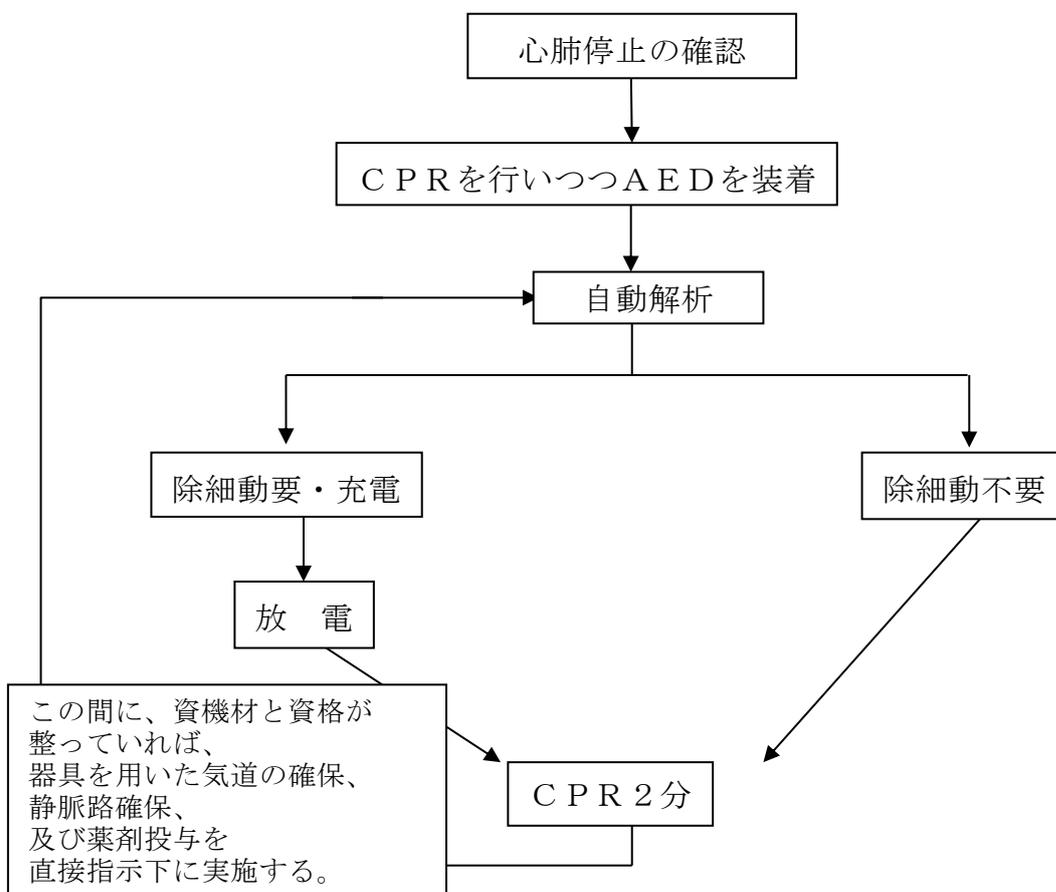
海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室

文 書 管 理 情 報							
文 書 管 理 者 : 海上幕僚監部衛生企画室長 一元的な管理に 責任を有する者 : 分 類 : 医務一救急医療 作 成 年 月 日 : 2023. 5. 29 取 得 年 月 日 : 保 存 期 間 : 10年 保存期間満了日 : 2034. 3. 31 本 紙 を 含 め : 配 布 先 :		開 示	部分開示	不開示			
	作成時	○					
	区分 :	1	2	3	4	5	6
	理由 :						
	14枚	1冊	箇所				

目 次

第 1	除細動プロトコール（モニターなし A E D）	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 2	除細動プロトコール（モニターあり A E D）	・ ・ ・ ・ ・ 2
第 3	除細動プロトコール（解析ボタンあり A E D）	・ ・ ・ ・ ・ 3
第 4	心肺停止患者に対する器具を用いた気道確保 プロトコール	・ ・ ・ ・ ・ 4
第 5	心肺停止患者に対する静脈路確保、輸液、 薬剤投与プロトコール	・ ・ ・ ・ ・ 5
第 6	心肺停止前の静脈路確保と輸液プロトコール	・ ・ ・ ・ ・ 6
第 7	アナフィラキシーにおけるアドレナリン自己注射 プロトコール	・ ・ ・ ・ ・ 7
第 8	血糖測定とブドウ糖液の投与プロトコール	・ ・ ・ ・ ・ 8
第 9	海自 MC 講習「基本講習」	・ ・ ・ ・ ・ 9
第 1 0	除細動の実施に関する包括的指示	・ ・ ・ ・ ・ 1 1
第 1 1	アナフィラキシーにおけるアドレナリン 自己注射の実施に関する包括的指示	・ ・ ・ ・ ・ 1 2

第1 除細動プロトコル（モニターなしAED）



1 直ちに搬送可能な場合

- (1) 除細動の適応である場合は、現場での除細動は3回までとし、速やかに直接指示を受け、医療機関へ向かう。
- (2) 除細動の適応でない場合は、実施可能な処置を行った後、医療機関へ向かう。

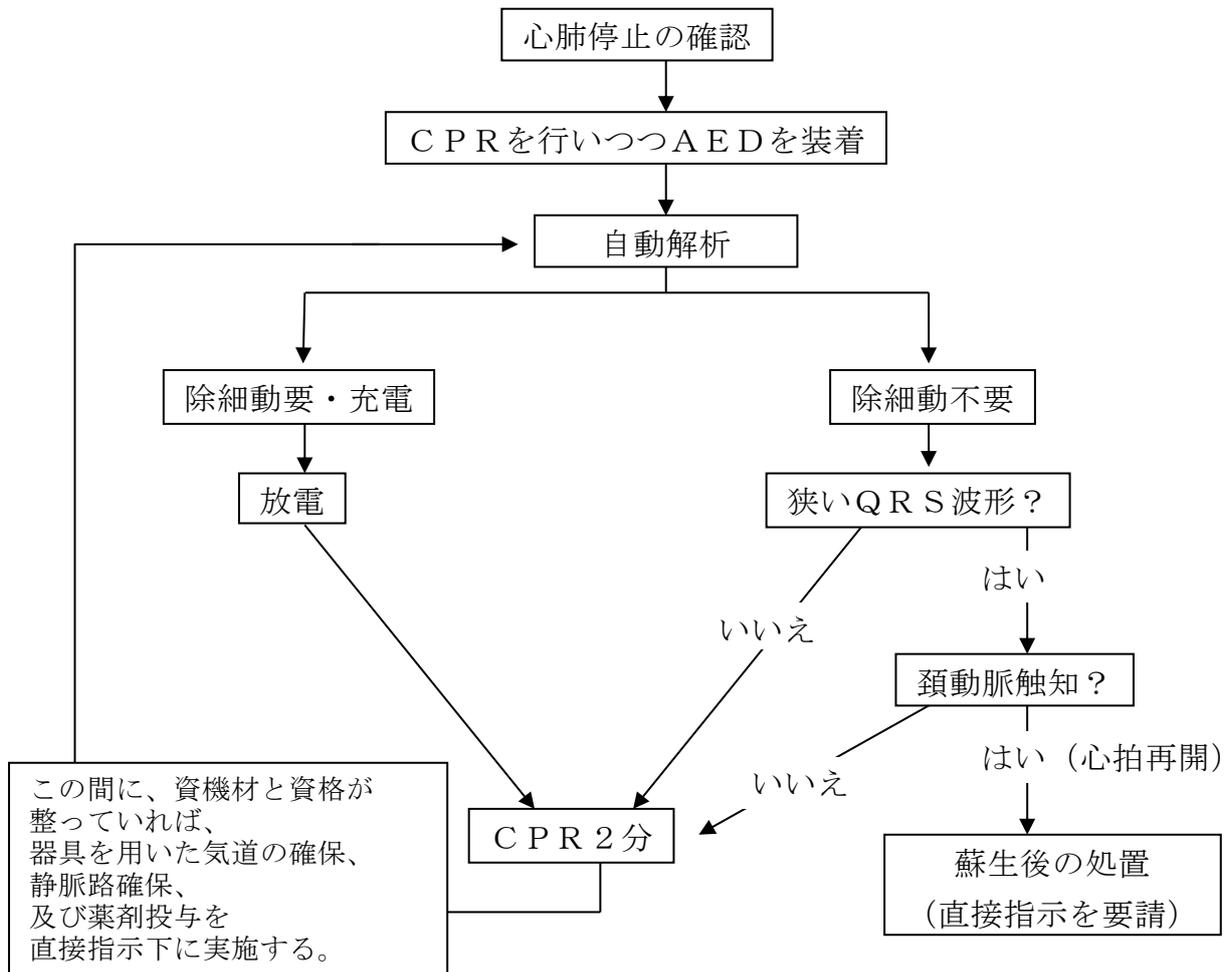
2 直ちに搬送不可能な場合

プロトコルを実施しつつ、直接指示を要請する（除細動の回数制限なし。）。

3 資機材と資格が整っていれば、器具を用いた気道の確保、静脈路確保及び薬剤投与を直接指示下を実施する。

4 明らかな体動や呼吸が認められた場合は、脈拍を確認し、循環が十分に回復していれば、胸骨圧迫を中止する。

第2 除細動プロトコール（モニターありAED）



1 直ちに搬送可能な場合

(1) 除細動の適応である場合は、現場での除細動は3回までとし、速やかに直接指示を受け、医療機関へ向かう。

(2) 除細動の適応でない場合は、実施可能な処置を行った後、医療機関へ向かう。

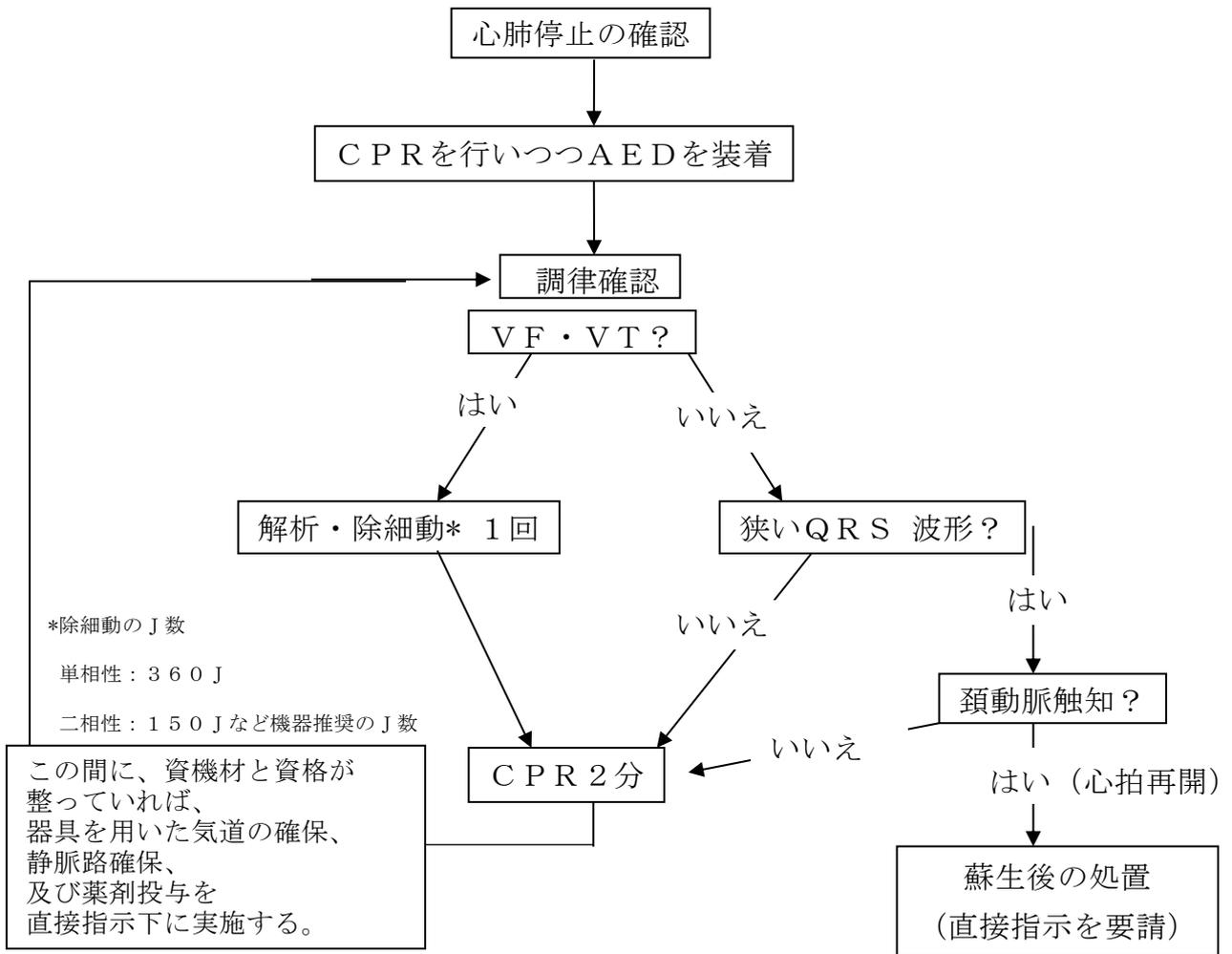
2 直ちに搬送不可能な場合

プロトコールを実施しつつ、直接指示を要請する（除細動の回数制限なし。）。

3 資機材と資格が整っていれば、器具を用いた気道の確保、静脈路確保及び薬剤投与を直接指示下を実施する。

4 明らかな体動や呼吸が認められた場合は、脈拍を確認し、循環が十分に回復していれば、胸骨圧迫を中止する。

第3 除細動プロトコール（解析ボタンありAED）



1 直ちに搬送可能な場合

- (1) 除細動の適応である場合は、現場での除細動は3回までとし、速やかに直接指示を受け、医療機関へ向かう。
- (2) 除細動の適応でない場合は、実施可能な処置を行った後、医療機関へ向かう。

2 直ちに搬送不可能な場合

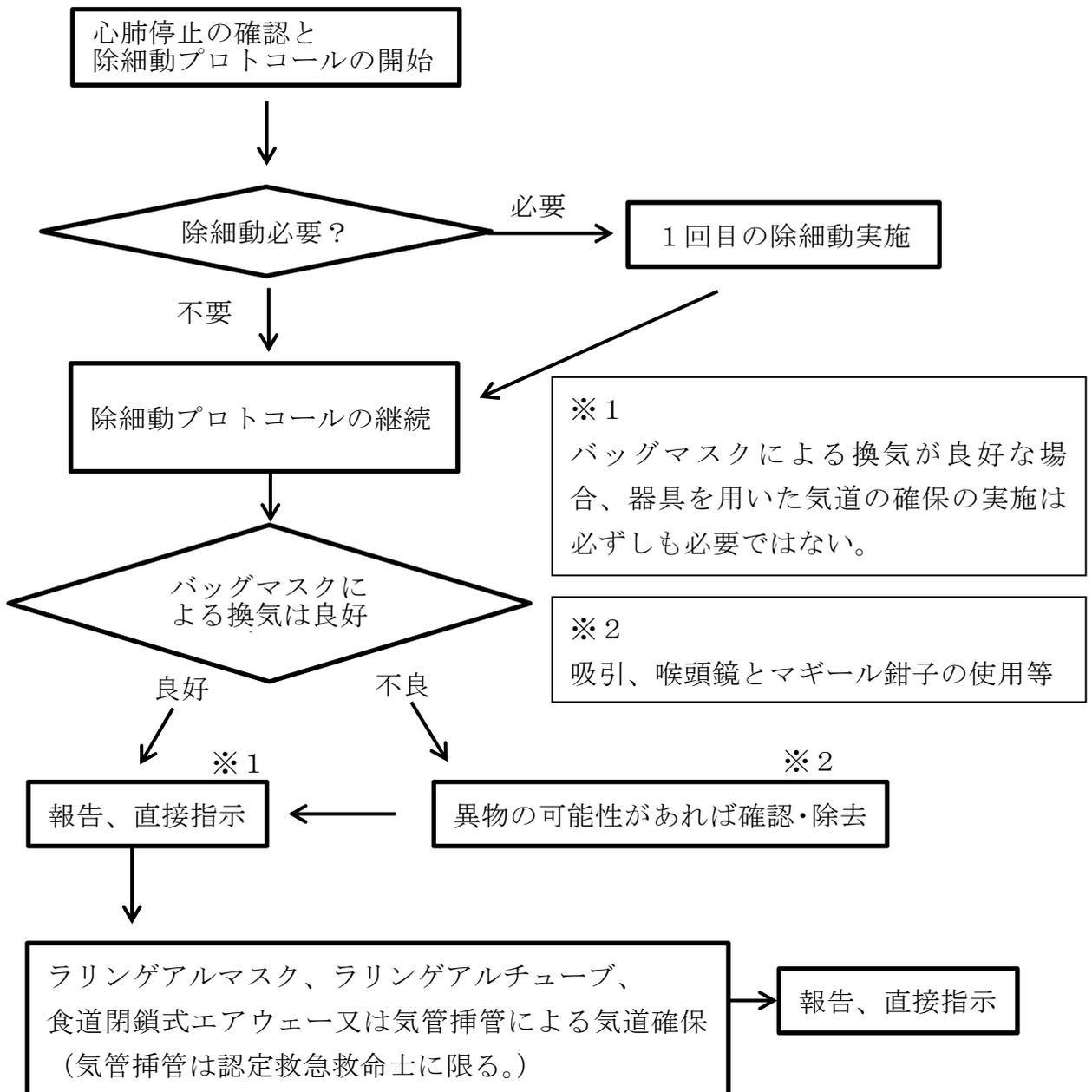
プロトコールを実施しつつ、直接指示を要請する（除細動の回数制限なし。）。

3 資機材と資格が整っていれば、器具を用いた気道の確保、静脈路確保及び薬剤投与を直接指示下を実施する。

4 明らかな体動や呼吸が認められた場合は、調律確認を行う。

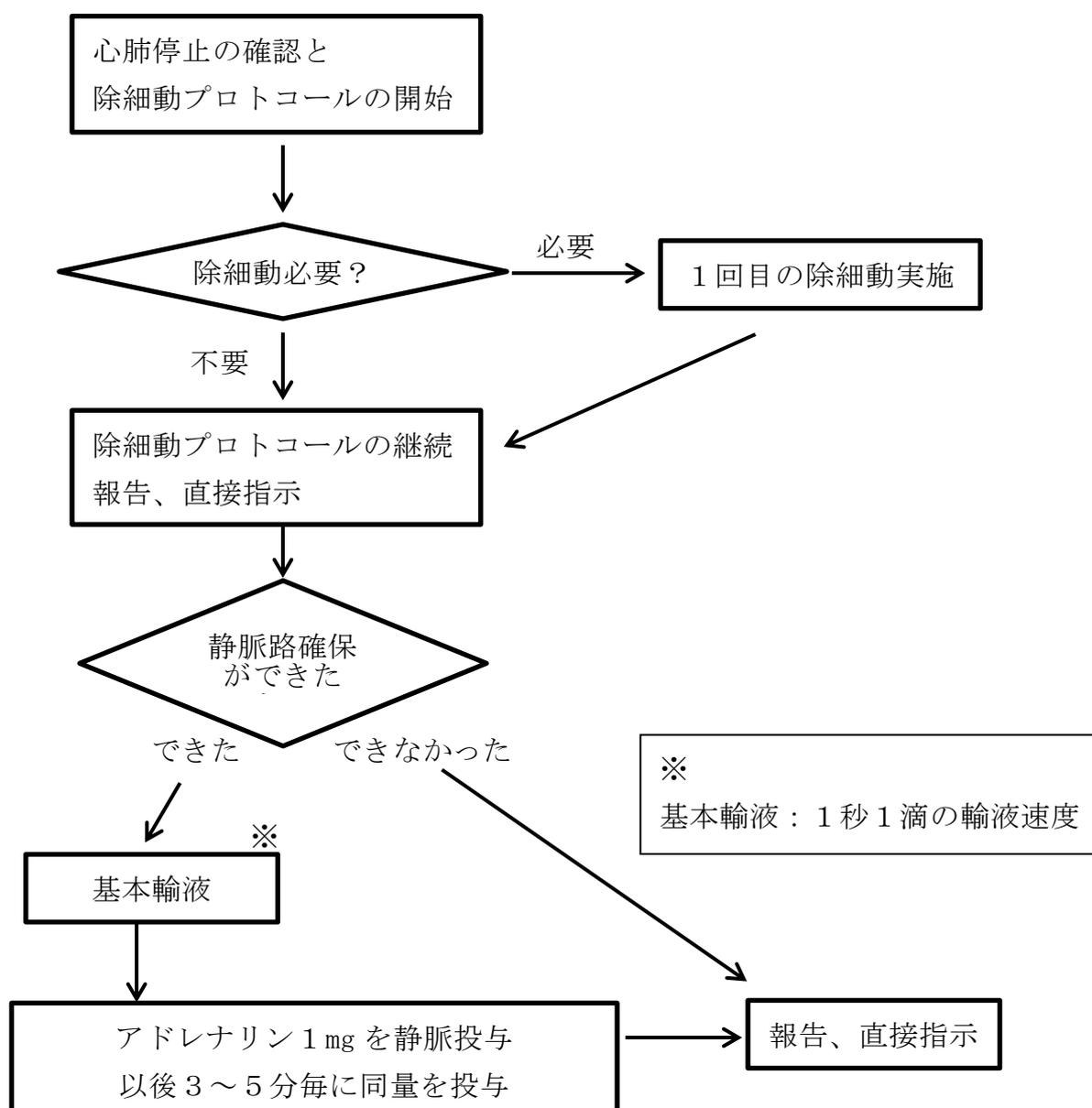
第4 心肺停止患者に対する器具を用いた気道確保プロトコール

救急救命士の資格を持つ衛生員等が、医官の直接指示に基づいて、心肺停止の傷病者に対して器具を用いた気道確保を実施する場合は、以下のプロトコールに従うこと。



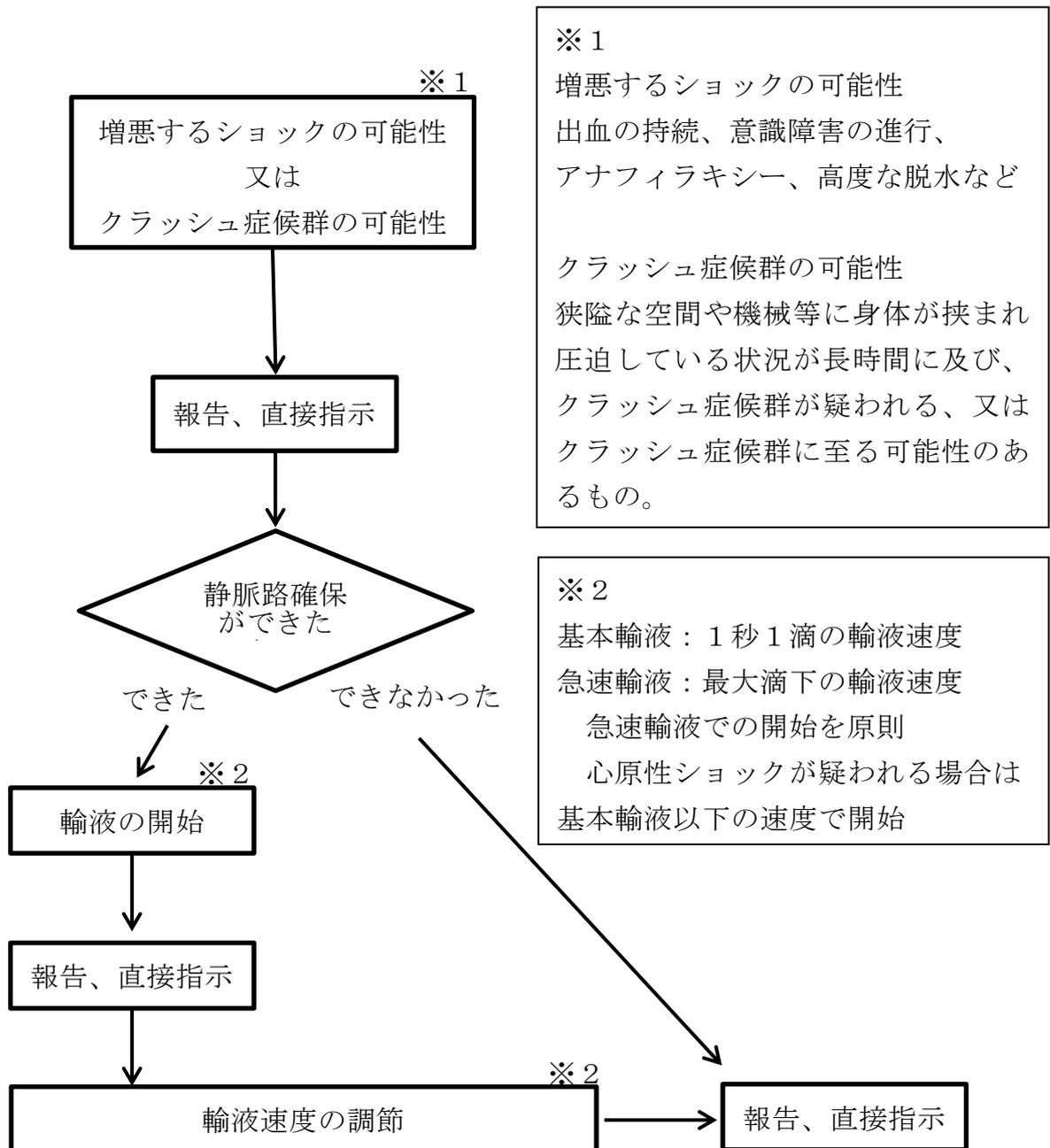
第5 心肺停止患者に対する静脈路確保、輸液、薬剤投与プロトコール

准看護師、看護師又は救急救命士の資格を持つ衛生員等が、医官の直接指示に基づいて、心肺停止の傷病者に対して静脈路確保、輸液及び薬剤投与を実施する場合は、以下のプロトコールに従うこと。



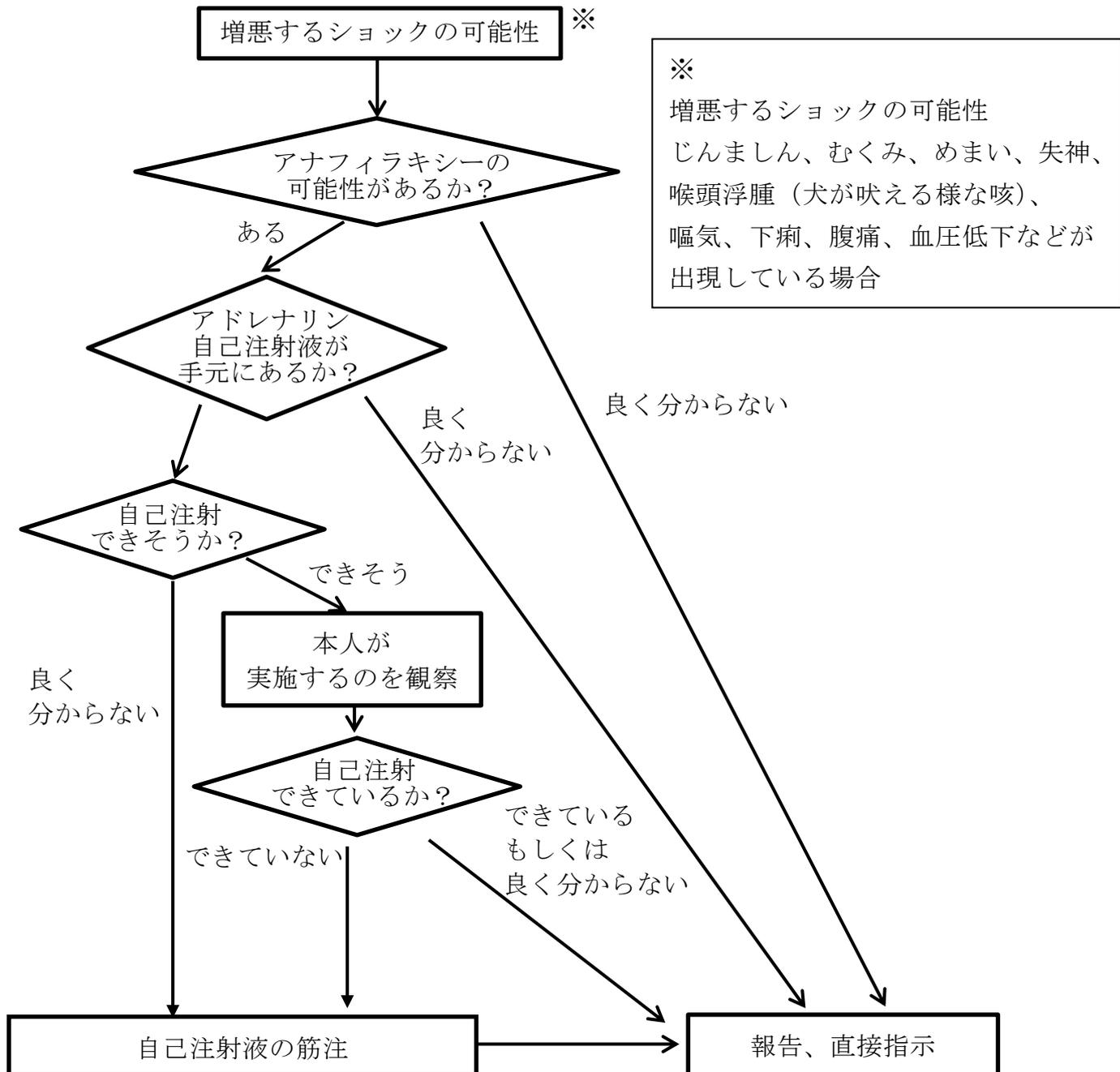
第6 心肺停止前の静脈路確保と輸液プロトコール

准看護師、看護師又は救急救命士の資格を持つ衛生員等が、医官の直接指示に基づいて、心肺停止前の傷病者に対して静脈路確保と輸液を実施する場合は、以下のプロトコールに従うこと。



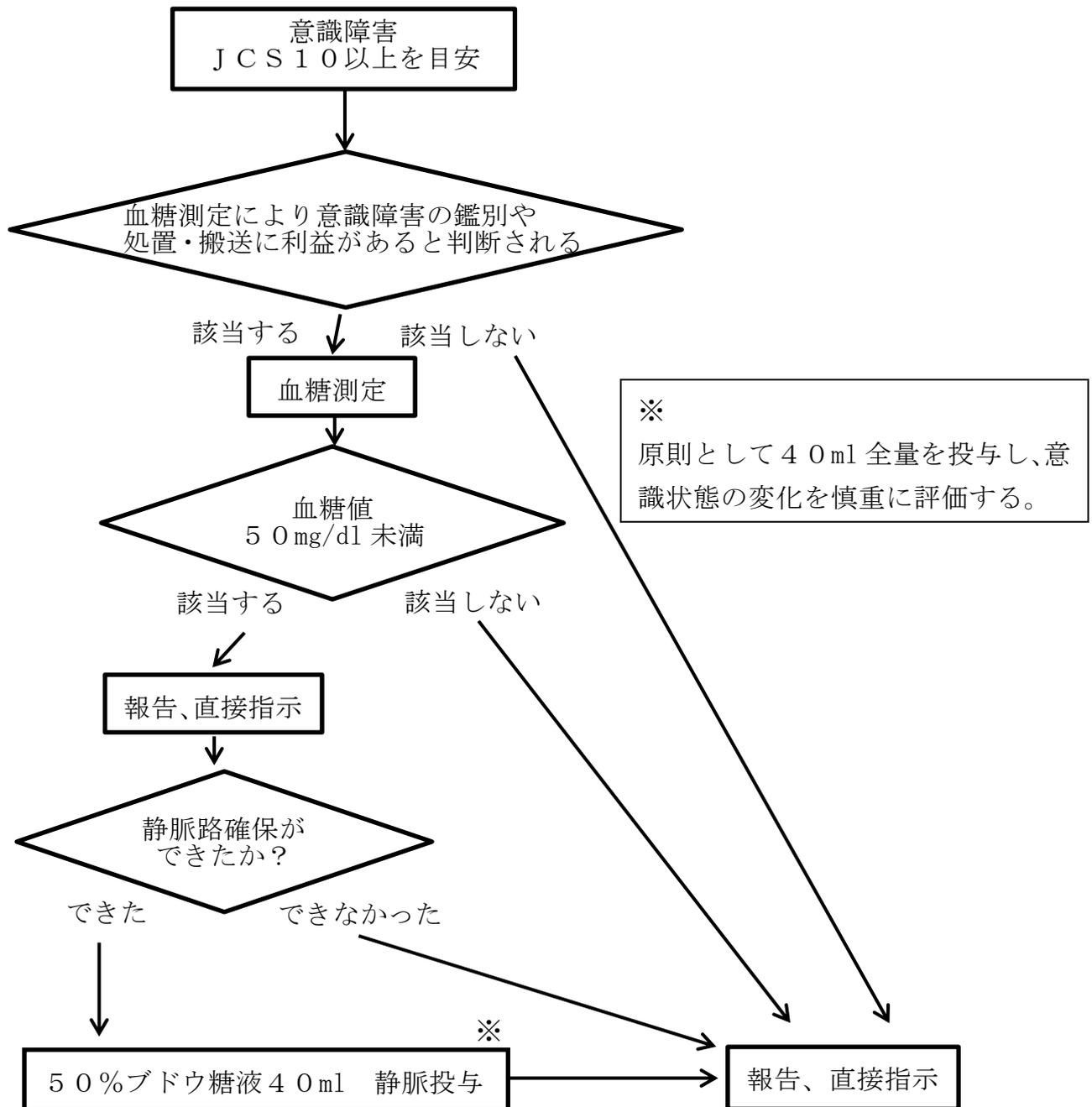
第7 アナフィラキシーにおけるアドレナリン自己注射プロトコール

准看護師、看護師又は救急救命士の資格を持つ衛生員等が、アナフィラキシーに対しアドレナリン自己注射液を処方され、保持している患者への同液の投与を実施する場合は、以下のプロトコールに従うこと。



第8 血糖測定とブドウ糖液の投与プロトコール

准看護師、看護師又は救急救命士の資格を持つ衛生員等が、医官の直接指示に基づいて、血糖測定とブドウ糖液の投与を実施する場合は、以下のプロトコールに従うこと。



第9 海自MC講習「基本講習」

1 衛生員等が第1～第7に示されたプロトコールを適切に実施できるよう、海自MC講習「基本講習」（以下「MC基本講習」という。）を実施する。全ての衛生員等はMC基本講習を受講しなければならない。

2 MC基本講習は、座学及び実技で構成される。

3 座学の実施要領

(1) 実施者

メディカルディレクター又はMC基本講習及び海自MC講習「指導者講習」を受講済みである医官

(2) カリキュラムの標準（2時間10分）

内 容	時 間
1 MCの意義	10分
2 海上自衛隊のMC態勢	30分
(1) 教育態勢	
(2) 指示態勢（指示受けの方法を含む。）	
(3) 検証態勢 （検証票の記入方法、事後処理の方法を含む。）	
3 包括的指示下の除細動	15分
4 心肺停止患者に対する器具を用いた気道確保	10分
5 心肺停止患者に対する静脈路確保、輸液、薬剤投与	10分
6 ショック及び心肺停止前の静脈路確保と輸液	15分
7 アナフィラキシーにおけるアドレナリン自己注射	15分
8 血糖値異常及び血糖測定とブドウ糖液の投与	15分
9 質疑応答	10分

(3) 指導の方法

パワーポイントを用いたプレゼンテーション及びアドレナリン自己注射液練習用トレーナーを用いた実技

配布資料は、以下のとおり（本通知に含まれないものについては、MC協議会が別途提供する。）。

ア ハンドアウト

イ 除細動プロトコール

ウ 除細動の実施に関する包括的指示

- エ 心肺停止患者に対する器具を用いた気道確保プロトコール
- オ 心肺停止患者に対する静脈路確保、輸液、薬剤投与プロトコール
- カ 心肺停止前の静脈路確保と輸液プロトコール
- キ アナフィラキシーに対するアドレナリン自己注射プロトコール
- ク 血糖測定とブドウ糖液の投与プロトコール

4 実技の実施要領

(1) 実施者

講習責任者1名及び指導員（受講生3名につき1名）

(2) 講習責任者

メディカルディレクター又はMC基本講習及び海自MC講習「指導者講習」を受講済みである医官若しくは歯科医官

(3) 指導員

MC基本講習を受講済みである衛生員等であって、講習責任者が指定した者（ICLSの認定指導員であることが望ましい。）

(4) カリキュラムの標準（3時間）

内 容	時 間
1 最新のガイドラインに基づいた心肺蘇生法 （指導できるレベルまで（BVM換気を含む。）。）	60分
2 AEDの種類とプロトコール（解説と実習）	40分
3 筆記試験	20分
4 総合シミュレーション	60分

(5) 指導の方法

パワーポイントを用いたプレゼンテーションと実習

5 受講の認定

次のいずれかを満たす者は、MC基本講習の実技を受講したものと認定する。

- (1) 平成16年度以降に救急救命士課程を修了
- (2) ICLS（又はACLS）講習の受講又は指導

6 その他

MC基本講習を受講した衛生員等は、「技能訓練手法「衛生員」」における訓練番号22「注射法：筋肉内・皮下・皮内」及び訓練番号23「注射法：静脈内・点滴」を別途速やかに実施し、到達基準に達していることを確認するものとする。

第10 除細動の実施に関する包括的指示

海上自衛隊に所属する衛生員等は、以下条件をすべて満たしている場合に、自動体外式除細動器（AED）を用いた除細動を実施することができる。

- 1 海自MC講習「基本講習」を受講していること。
- 2 除細動プロトコールに従って活動すること。

第11 アナフィラキシーにおける
アドレナリン自己注射の実施に関する包括的指示

海上自衛隊に所属する衛生員等は、以下の条件をすべて満たしている場合に、アナフィラキシーに対するアドレナリン自己注射液を用いた処置を実施することができる。

- 1 海自MC講習「基本講習」を受講していること。
- 2 アナフィラキシーにおけるアドレナリン自己注射プロトコールに従って活動すること。
- 3 対象は、アドレナリン自己注射液を処方され、保持している者に限ること。